

泊村地域おこし協力隊設置要綱

(設置)

第1条 人口減少や少子高齢化の進行が著しい本村において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住及び定着を図り、もって地域力の維持及び強化並びに地域の活性化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、泊村地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協力隊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域おこし活動(地域の課題やニーズの解決に向けた活動、地域行事イベントに関する活動、集落の維持活性化に関する活動等)
- (2) 地域産業の振興に関する活動
- (3) 地域間交流及び移住促進に関する活動
- (4) 地域の情報発信に関する活動
- (5) 観光の振興、特産品その他の地域資源の発掘及び商品開発に関する活動
- (6) その他村長が必要と認める活動

(任用)

第3条 協力隊の隊員(以下、「隊員」という。)は、次に掲げるすべての要件を満たすものうちから、村長が任用する。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第251号)第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (2) 生活の拠点を三大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を泊村に移し、かつ住民票を泊村に異動することができる者
- (3) 地域の活性化に深い熱意と知識を有し、かつ、積極的に活動できる者
- (4) 心身ともに健康で、地域になじむ意思を有し、かつ、誠実に職務を遂行できる者

(任用期間)

第4条 隊員の任用期間は原則1年間とし、最長で任用の日から3年間とする。ただし、初年度は、任用の日から当該任用の日の属する年度の末日までとし、翌年度以降は、原則として、年度単位で延長する。

(報酬等)

第5条 隊員の報酬は月額とし、その額及び支給方法については次に定めるものとする。

- (1) 隊員の報酬は、月額200,000円とする。ただし、高度な経験と知識を有することを必要とする隊員にあっては、予算の範囲内において、村長が別に定める。
- (2) 報酬の支給日は21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたる時はその日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に支給する。
- (3) 隊員には、泊村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例(令和6年条例第5号)に基づき、手当を支給する。
- (4) 隊員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられたときは、泊村フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例に基づき、時間外勤務手当を支給する。
- (5) 第1号の報酬は、隊員が月の途中において勤務を開始した場合は、その日から、月の途

中で退職した場合には、その日までの日割り計算により算出する。

- (6) 村長は、災害その他特別の事情により必要と認める場合には、前号に規定する支給日を変更することができる。

(身分証明書)

第6条 隊員は、活動に従事するときは、身分証明書（別記様式第1号）を常に携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 身分証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
- 3 身分証明書を紛失し、又は汚損したときは、直ちに隊員の所属する所属長に届け出なければならない。
- 4 隊員は、任用期間の満了又は任用が取り消されたときは、直ちに身分証明書を隊員の所属する所属長に返還しなければならない。

(旅費)

第7条 隊員が公務によって旅行したときは、職員の旅費に関する条例（令和6年条例第15号）の規定により旅費を支給する。

(移転料)

第8条 隊員及び隊員の扶養親族が本村に居住するために要した費用について、職員の旅費に関する条例により移転料を支給する。

(服務)

第9条 この要綱の適用を受ける隊員の服務については、泊村職員の定数に関する条例（平成28年条例第1号）第3条第1項に定めるものとする。

(勤務条件、その他の勤務条件)

第10条 隊員の勤務時間、その他の勤務条件については、泊村会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する訓令（令和2年訓令第2号）の定めるところによる。ただし、特別の事由による場合は、この限りでない。

(健康保険等)

第11条 隊員は、任用の日から健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に加入させることができる。

(公務災害補償)

第12条 隊員が公務上の事故により負傷し、又は疾病にかかり若しくは死亡した場合は、町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（平成7年北海道条例第10号）の規定を適用し、補償を行う。

(地域協力活動に要する経費)

第13条 村長は、地域協力活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

(報告)

第14条 隊員は、第2条に規定する地域協力活動の実施状況について、日誌（別記様式第2号）に記録するとともに、1月ごとに活動報告書（別記様式第3号）を、村長に提出しなければならない。

(退職)

第 15 条 隊員は、自己都合により任期の途中において退職を希望する場合は、退職希望日の 30 日前までに退職届を村長に提出し、承認を得なければならない。

(解職)

第 16 条 村長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中であっても、これを解職することができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、地域協力活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 隊員としてふさわしくない非行があったとき。

(守秘義務)

第 17 条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(村の役割)

第 18 条 村長は、地域協力活動が円滑にできるよう、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 地域協力活動に関する総合調整
- (2) 配属先との調整及び村民への周知
- (3) 地域協力活動終了後の定住支援
- (4) その他地域協力活動に関して必要な事項

(庶務)

第 19 条 協力隊に関する庶務は、まちづくり政策課で処理する。

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

（表）

写真 正面、脱帽にて 3 箇月以内に撮 影したもの	泊村地域おこし協力隊員 身分証明書
	氏名
	生年月日 年 月 日
上記の者は、泊村地域おこし協力隊設置要綱第 3 条に規定する 地域おこし協力隊員であることを証明する。	
有効期限	年 月 日から 年 月 日まで
	泊村長 印

（裏）

注意事項
1 隊員は、活動に従事するときは、常に携帯し、関係者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。
2 この証明書は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又はこれを変更してはならない。
3 この証明書を紛失し、又は汚損したときは、直ちに隊員の所属する所属長に届け出なければならない。
4 隊員は、任用期限の満了又は任用が取り消されたときは、直ちにこの証明書を隊員の所属する所属長に返還しなければならない。

泊村地域おこし協力隊員 活動状況（日誌）報告書

氏名

印

日付（ 年 月）	内 容（業務及び自主研修）
週の目標	(活動目標)
日（ ）	
日（ ）	
日（ ）	
日（ ）	
日（ ）	
日（ ）	

泊村長 様

活 動 報 告 書

氏名

印

協力活動報告年月日	年 月分
協 力 活 動 内 容	
翌月の活動予定内容	
要 望 意 見 等	

※毎月5日までに提出してください。